

## 令和5年度地域密着型サービス整備事業者募集に関する質問回答

令和5年9月12日

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

質問への回答は次のとおりです。

募集要項に関する質問
<p>○質問</p> <p>提出書類No. 1 地域密着型サービス等事前申出書（様式第1号（2））について、添付書類の欄には何を記載すればよいか。</p>
<p>●回答</p> <p>今回の申出においてご提出いただく書類を記載してください。</p>
<p>○質問</p> <p>提出書類No. 2 事業計画書（申出様式第1号）について、文字制限があるがフローチャート図を入れても問題ないか。</p>
<p>●回答</p> <p>指定された文字数相当の範囲や全体のバランス等を勘案いただき、適当な大きさとでフローチャート図を入れていただくことは問題ありません。</p> <p>なお、様式の該当欄への記載が難しい場合は、表現しきれなかった事項としてその他の欄へ指定された文字数相当の範囲でフローチャート図を記載していただいても構いません。</p>
<p>○質問</p> <p>提出書類No. 3 事業実績書（申出様式第2号）および添付書類について、5年以内の指摘事項及び改善報告書の写しの添付とあるが、事業所が多数ある場合、別冊での提出でもよいか。</p> <p>また、事業実績は介護系だけでよいか。</p>
<p>●回答</p>

介護保険事業の実績がある法人については、法人が運営する全ての既存介護保険事業所について、直近の運営指導及び5年以内の監査等における指摘事項及び改善状況報告書の写しを添付してください。

なお、事業所が多数ある場合は別冊としていただいても構いません。

また、事業実績書については、事業内容が多岐にわたる場合は、介護保険法上の指定事業、社会福祉法上の事業、医療事業の実績を記載してください。

○質問

提出書類No. 7-②の建築費（改修費）見積資料について、設計業者による見積書（建築業者によるものは不可。）とされているが、設計・施工が同じ会社でも見積書は不可か。

なお、今回の計画では補助金等は使わない予定である。

●回答

設計、施工が同じ会社である場合は可能です。

○質問

提出書類 No. 12 について、折衝がわかる書類として土地所有者との合意書でもよいか。

●回答

可能です。

○質問

提出書類No. 16 土地利用・建物規制に関する確認状況報告書（申出様式第7号）について、開設に向けて施工会社が関係各所に確認を行う予定又は既に行った、という書類か。

●回答

施工会社ではなく申出事業者の確認内容及び確認結果を記載いただくものです。

○質問

図面のインデックスはどのようにすればよいか。

●回答

位置図、公図、配置図、平面図、立面図のインデックスを付してください。

○質問

提出方法として、郵送の他に電子データを「みやぎ電子申請サービス」にてPDFデータの一式を提出すればよいか。

●回答

書類一式を郵送いただき、指定様式については電子データをみやぎ電子申請サービスでも提出してください。

なお、ファイル形式は元のワードやエクセルのままとし、ファイルが複数ある場合はZIP形式に圧縮してください。

○質問

提出方法として、郵送の場合、原本1部を提出すると思うが、認知症対応型共同生活介護事業事前申出受付要項4ページに「後日、提出書類の副本1部を提出していただきます。」との記載があるが、提出は合計2部でよいか。

●回答

事前申出申請の際に正本1部を郵送で提出していただき、後日副本1部を提出していただきますので、合計2部となります。